

告示

埼玉県告示第三百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会医療法人壮幸会 行田総合病院	行田市持田三七六	介護療養型医療施設	平成十六年四月三十日
医療法人大久保病院	加須市砂原二八六一	通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護療養型医療施設	令和四年三月三十一日
医療法人清和会 新所沢清和病院	所沢市神米金一四一―三	介護療養型医療施設 介護予防通所リハビリテーション	令和三年七月三十一日

あねとす病院	医療法人若葉会 若葉病院	医療法人尚寿会 大生病院	静風荘病院		訪問看護ステーション アリスの夢	医療法人啓仁会 所沢ロイヤル病院
深谷市人見一九 七五	坂戸市戸宮六〇 九	狭山市水野六〇 〇	新座市堀ノ内一 九―二八		所沢市小手指南 四―一三―四	所沢市北野三一 ―一―一
介護療養型医療 施設	介護療養型医療 施設	介護療養型医療 施設	介護療養型医療 施設	短期入所療養介 護	介護予防訪問看 護	訪問看護
平成二十三年五月 一日	平成二十年四月一 日	平成二十六年一月 三十一日	平成二十三年五月 三十一日		令和六年三月三十 一日	平成二十六年四月 三十日